



NEWS RELEASE

2013年12月13日

エア・ウォーター株式会社
(証券コード 4088)
東証・大証 各一部・札証

公正取引委員会審決に対する審決取消訴訟の提起について

当社は、平成23年5月26日付で公正取引委員会より受けた排除措置命令および課徴金納付命令のうち、課徴金納付命令を不服として、審判手続を行ってきましたが、平成25年11月19日付で当社の審判請求を棄却する審決を受けました。

当社として審決の内容を検討した結果、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起し、司法判断を仰ぐことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関わる課徴金につきましては平成22年度において特別損失として計上しており、今後の業績に与える影響はございません。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

◇ エア・ウォーター株式会社 広報・IR室
〒542-0081 大阪市中央区南船場2丁目12番8号
TEL. 06-6252-3966 / FAX. 06-6252-3965